

# 組合がない皆さん！派遣やパートのみなさん！ 解雇・雇止め・不払い残業等の問題など

## 職場で困ったことはありませんか？

長崎地区労には、1人でも入れる労働組合があります。中小企業で働く正社員・嘱託・パートなど、多くの働く仲間が加入しています。

職場に労働組合がないと賃上げの交渉もできません。パートや派遣・臨時といっても、みんなと同じ権利をもっています。労働組合がない職場というのは、一言でいえば「モノが言えない職場」です。もちろん経営者に意見を言ったり、何かを要求することは可能かもしれませんが、経営者がそういう声に耳をかさなければならない義務はありません。

しかし、単に職員・社員としてではなく、労働組合として交渉を申し入れた場合、経営者が団体交渉を拒否することは法的に認められません(労働組合法第7条)。逆に言えば「対等にモノが言える職場」は、労働組合がある職場に限られます。労働組合を作って働きやすい職場にすることが必要です。あなたの職場にも労働組合をつくりましょう！

# つくろう職場に労働組合を！

**労働相談**

**ダイヤル**

※21日(火・祝)を除く

相談期間 3 / 20(月)~24(金)10時~17時

全国一般 095-828-1550

長崎地区労 095-824-5788

疑問がある方は  
相談ください！

労働組合のない職場の皆さん！おかしいと思ったり、困ったことがあれば相談を。勤務先に労働組合がない場合、勝手に解雇したり、給料を突然下げたり、残業手当を払わない、労働時間を延長したり、有休を与えない等、会社の都合で一方的に行われてしまいます。

私たち全国一般長崎労働組合は、1人でも入れる労働組合です。

長崎県内の中小企業で働く労働者で組織された労働組合は、会社との団体交渉を通じて、弱い立場の労働者を守る活動を行っています。

相談は無料・秘密は厳守します。働いている方で職場で悩みがある方は、1人で悩まないで気軽に相談してください。



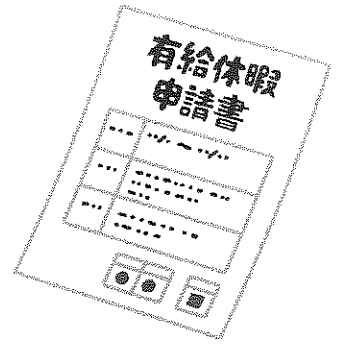
**長崎地区労働組合会議**      **全国一般長崎地方労働組合**

<http://ntikurou.server-shared.com/>

<http://kumiai.crayonsite.net>

**長崎市桜町9-6 一般財団法人長崎地区労働福祉会館**

# 有給休暇が取れない方、労働組合に相談を！



2019年4月1日から

## 1年で5日の年次有給休暇を与え、実際に休ませる事が義務化された。

(年10日以上)の年次有給休暇が付与される労働者に対して) ※上記に違反すると会社は30万円以下の罰金。

※休んでも賃金の保障がされます！

正社員・パート・アルバイトを問わず、

①入社から6か月間継続勤務し、②その期間の全労働日の8割以上出勤していれば、雇い主は10日の年次有給休暇を付与しなければなりません。

労働者は自由に時期を指定して休むことができます。

休みたい時に「有給休暇を取ります！」と言えば休める！年次有給休暇は労働者の権利です！

※所定労働日数の少ない労働者についての付与日数は表2を参照

[表1 年次有給休暇の付与日数 (一般の労働者)]

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

[表2 年次有給休暇の付与日数 (週所定労働時間が30時間未満で週4日以下の労働者)]

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

## 有給休暇が取れない人は、労働組合に相談を！

**例1** これまで「休日」としていた日を、労働日に変更し、その日を有休の取得としてしまう方法。例えば、土日と祝祭日が休日だったのを、就業規則を変更して、祝祭日のうち5日を労働日に変えて、有休とするやり口。これでは結局、労働者の休みは増えず、休める権利である有休5日分が損をしたことになり、不利益変更になります。職場に労働組合がないと経営者に勝手に変更されてしまいます。

**例2** 夏季休暇や年末・年始休暇など、これまで「休暇」としていた日を就業規則を変更して取りやめ、それらを5日分を有休として指定するやり口です。これも同様に、労働者が権利として持っていた休暇が減られる不利益変更であり、休める権利であった有休5日分が損をしたことになります。

労働相談

**全国一般長崎合同労組**

(TEL) 095-828-1550

(E-IL) [n-tihon@dream.ocn.ne.jp](mailto:n-tihon@dream.ocn.ne.jp)

長崎市桜町9-6 一般財団法人長崎地区労働福祉会館2F

**長崎地区労**

(TEL) 095-824-5788

(E-IL) [ntikurou@violin.ocn.ne.jp](mailto:ntikurou@violin.ocn.ne.jp)